

令和4年度解体工事に係る法令周知のための漫画冊子作成業務委託にかかる 企画提案コンペ参加仕様書

1 委託業務を行う目的

三重県環境生活部廃棄物対策局廃棄物・監視指導課では、建設系廃棄物の適正処理のために、各種の取組みを実施しているが、産業廃棄物の不法投棄は未だ後を絶たず、その大部分を建設系廃棄物（解体工事に伴って生じる廃棄物）が占めている状況である。

解体工事は、発注から施工、最終的な廃棄物処理までの一連の工程において、廃棄物処理法のほか、建設業法、建設リサイクル法等による複数の法令による規制がなされており、これらの法令を事業者が遵守することが必要であると考える。

ついては、誰もが親しみやすく読みやすい「漫画」を用いた解説書を作成することにより、事業者の法令の理解の促進を図る。

なお、産業廃棄物の処理には、解体工事の元請業者と下請業者で、行うべきことが異なるため、それらが明確になるよう、それぞれの立場に立った冊子を作成する。

2 委託業務の内容

- (1) 委託業務名 令和4年度解体工事に係る法令周知のための漫画冊子作成業務委託
- (2) 委託期間 契約締結日から令和5年3月31日までとする
- (3) 業務内容 別紙1-1「令和4年度解体工事に係る法令周知のための漫画冊子作成業務委託仕様書」のとおり

3 契約上限額

4,752,000円（消費税及び地方消費税を含む）

4 参加条件

次に掲げる条件をすべて満たした者としします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 三重県から入札参加資格（指名）停止を受けている期間中でない者であること。
- (3) 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- (4) 三重県が賦課徴収するすべての税並びに消費税及び地方消費税について未納のない者であること。
- (5) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げるものでないこと。

5 参加手続き等

本企画提案コンペの参加希望者は、以下の書類を提出するものとする。

(1) 企画提案コンペ参加申込み

本事業の企画提案コンペへの参加を希望する者は、「企画提案コンペ参加資格確認申請書」（第1号様式）に必要な書類を添付して送付すること。

ア 提出期限 令和4年8月2日（火）17時まで（必着）

イ 提出場所 〒514 8570 三重県津市広明町13番地

三重県環境生活部廃棄物対策局廃棄物・監視指導課

ウ 提出方法 メール、ファクシミリ、郵送または持参
ただし、メールまたはファクシミリの場合は、8月2日(火)までに原本を提出すること。

エ 受理の確認 参加資格確認申請書を受理後、8月4日(木)までに担当課より連絡を行うため、8月4日(木)15時までに連絡がない場合は、担当課まで確認を行うこと。

(2) 企画提案資料の提出

ア 提出期限 令和4年8月19日(金)17時まで

イ 提出場所 上記5(1)(イ)で定めた場所とする。

ウ 提出方法 下記7(1)に定めた選定基準を満たす企画提案資料を作成し、上記(イ)の場所へ原則郵送する。(メールおよびファクシミリでの提出は受け付けない)。なお、郵送する場合は、一般書留、簡易書留等により到着が確認できるようにすること。

ただし、梱包重量制限等により郵送できない場合は、持参によることも認める。その場合は、担当部局に持参する日時について連絡を行うものとする。

6 提出を求める企画提案資料及び提出部数

(1) 企画提案コンペ参加資格確認申請書(第1号様式)・・・ 1部

(2) 企画提案書・・・ 10部

(3) 漫画原稿・・・ 10部

(1ページ分。解体工事業者及び発注者を登場させ、住宅解体工事の様子や会話の様子を描写すること)

(4) 費用内訳書・・・ 1部

(5) 契約実績証明書(第2号様式)・・・ 1部

7 企画提案コンペの実施方法

(1) 選定

三重県は、本仕様書に基づき提出された企画提案資料を、令和4年度解体工事に係る法令周知のための漫画冊子作成業務委託にかかる企画提案コンペ選定委員会(以下「選定委員会」という。)において審査の上、最優秀提案を選定し、その提案を提出した者と委託契約を締結する。

企画提案コンペの審査基準は以下のとおり。

・有効性

仕様書に基づき委託業務の趣旨、目的を理解し、具体的で有効性のある提案内容となっているか。

・計画性

委託業務の実施体制やスケジュール管理が適切に計画されているか。

・調整力

関係法令を理解し、関係機関への聞き取り、発注者との連絡調整を行える体制となっているか。

・業務遂行能力

漫画を用いた冊子の作成実績を有する等、業務を遂行する能力があると認められるか。

- ・表現性
見やすく、バランスのよい紙面をつくることができるか。
- ・意欲・創意工夫
業務の実施に対する意欲や独自の工夫がみられるか。
- ・多様性
ユニバーサルデザインや人権に配慮することができるか。
- ・価格性
低廉な提案価格となっているか。

(2) プレゼンテーション

提案内容の審査を行うため、提案者によるプレゼンテーションを実施する。

日時：令和4年8月24日(水)

場所：津市内

プレゼンテーションにおける説明は、6で提出のあった企画提案書及び漫画原稿により行うものとする。

8 最優秀提案者に提出を求める書類

選定決定通知を受けた最優秀提案者は、速やかに以下の書類を提出するものとする。

- (1) 消費税および地方消費税についての「納税証明書(その3 未納税額がないこと用)」(所管税務署が企画提案書提出期限の6か月前までに発行したもの)(写し可)
- (2) 三重県内に本支店または営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」(三重県の県税事務所が企画提案書提出期限の6か月前までに発行したもの)(写し可)
新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、納税(徴収)の猶予制度を受けるため関係機関に申請している場合にあつては、「申立書」を提出するものとする。

9 企画提案コンペに関する質問書の受付及び回答

(1) 質問の受付期限

令和4年7月26日(火)17時まで(必着)

(2) 質問の方法

質問は、文書(様式自由、ただし規格はA4版)にて行うものとし、ファクシミリまたは電子メールにて提出し、必ず担当部局まで電話により着信の確認を行うものとする。

なお、質問文書には、事業者名のほか、回答を受ける担当窓口の課名、氏名、電話およびファクシミリ番号、電子メールアドレスを明記すること。

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和4年7月29日(金)17時までに、質問者あてにファクシミリ、電子メールのいずれかの方法により行うものとする。

(4) 質問及び回答の公表

質問及び回答については、原則、ホームページにて公表するため、留意すること。

10 契約方法に関する事項

(1) 契約条項は、別途定める契約書のとおりとする。

(2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し

立てをされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者(以下これらを「更生(再生)手続中の者」という。)のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限る。)が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とする。

また、三重県会計規則(以下「規則」という。)第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生(再生)手続中の者については、契約保証金を免除しない。

参考 三重県会計規則 第75条第4項

契約締結者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部または一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が保険会社との間に、県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保険証券を提出したとき。
 - (2) 契約の相手方が保険会社または金融機関との間に、工事履行保証委託契約を締結し、公共工事履行保証証券を提出したことにより、当該保険会社または金融機関と県との間に工事履行保証契約が成立したとき。
 - (3) 契約の相手方が過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約実績を有し、これらをすべて誠実に履行した者またはこれに準ずると認められる者であって、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
 - (4) 物件を売り払う契約を締結する場合において、契約の相手方が受払代金を即納したとき。
 - (5) 契約金額が第73条第1項の規定により随意契約によることができる額であって、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
 - (6) 契約の相手方が、国(公社、公団および独立行政法人を含む。)地方公共団体または県の出資法人への関わり方の基本的事項を定める条例(平成14年三重県条例第41号)第2条第1項に規定する出資法人であるとき。
 - (7) 単価(単価に数量を乗じて総額で契約の相手方を決定する場合は除く。)により契約を締結する場合であって、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
 - (8) その他契約の性質上契約保証金を納付させる必要がないと認められるとき。
- (3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有する。なお、契約金額は入札書に記載された金額の100分の10に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとする。

なお、契約金額は1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

- (4) 契約は、三重県環境生活部廃棄物対策局廃棄物・監視指導課において行う。

11 監督及び検査

契約条項の定めるところによる。

12 契約代金の支払方法、支払場所及び支払時期

契約条項の定めるところによる。

13 見積及び契約の手続において使用する言語及び通貨

手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時および計量法によるものとする。

14 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱第3条又は第4条の規定により、三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

15 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

(1) 受注者は、業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 発注者に報告すること。

エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注者と協議を行うこと。

(2) 受注者が(1)のイ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講ずる。

16 その他

(1) 企画提案書の作成に必要な費用については、提案者の負担とする。提出のあった企画提案書等の資料は返却しない。

(2) 提出のあった企画提案書等の資料は、三重県情報公開条例に基づき情報公開の対象となる。

(3) 契約にあたり、原則として再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、三重県の承諾を得た場合はこの限りではない。

(4) 成果物の著作権は三重県に帰属するものとする。

(5) 委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して、三重県個人情報保護条例第53条、第54条および第56条に罰則があるので留意すること。

(6) 次のいずれに該当するときは、その者の参加および提案は無効とする。

ア 提案に参加する資格のない者が提案したとき。

イ 提案者が同一事項の企画提案コンペに対して、二つ以上の提案をしたとき。

ウ 提案者が他人の提案の代理をしたとき。

エ 提案に際して、談合等の不正行為があったとき。

オ 提出書類が、提出期限を超えて提出されたとき。

カ 見積額が委託料上限額を超えているとき。

キ その他、契約担当者が予め指示した事項に違反したときおよび提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

17 連絡先

〒514 8570 三重県津市広明町 13 番地

三重県環境生活部廃棄物対策局廃棄物・監視指導課 担当 松尾

TEL : 059 224 2388 FAX : 059 222 8136 E-mail : kanshi@pref.mie.lg.jp